

平成 18 年度「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」認定資材(ゆいくる材)利用方針

沖縄県土木建築部発注工事においては、下記の利用方針に基づき沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材(ゆいくる材)を利用する。

記

- 1) 県発注工事において使用する資材は、原則として“ゆいくる材”^{※1}とする。
その運用については、再生資源活用実施要領及びグリーン購入法調達方針を作成する。
※再生資源活用実施要領とグリーン購入法調達方針については、関係部局との調整後通知する。
- 2) “ゆいくる材”利用に係る情報提供と品質管理については、共通仮設費率計上分に含まれていないため、積上げ計上する。
※但し、情報提供及び品質管理の要領については別途定める。
- 3) 設計業務(詳細設計等(管轄・空港工事では実施設計、港湾工事では細部設計並びに実施設計)における設計方針として、「原則として、ゆいくる材を利用する」を明記する。
※その運用に係る要領等については、別に定め通知する。
- 4) 使用区分について^{※2} 使用区分(案)
実施要領第 26 条に基づく使用区分 A、B、C のグループ区分については、設定せず、以下の区分のとおりとする。
 - ① 特定建設資材廃棄物^{※4}の再生資材：経済性にかかわらず使用する資材。
(リサイクル原則化ルール適用資材)
 - ② その他の再生資材：発注段階において、経済性等を考慮して使用する資材。
※なお、建設汚泥改良土(処理土)として認定を取得した資材については、建設発生土と同等に扱うものとする。
- 5) リサイクル原則化ルール^{※3}を適用する資材及びその他の資材については、以下のとおり利用するものとする。
 - ① 再生資源原料種別による利用の優先順位は以下とおりとする。
優先順位 1：特定建設資材廃棄物 (リサイクル原則化ルール適用資材：上記 4) - ①に同じ)
優先順位 2：その他建設廃棄物(優先度 1 以外の建設廃棄物)
優先順位 3：一般廃棄物、その他産業廃棄物
(溶融スラグなどが混入した再生路盤材料、再生アスコンが認定されている)
 - ② 建設発生土及び建設汚泥改良土の工事間利用が困難で、50km 以内に認定資材(土砂代替材)がある場合、それらの経済性等を考慮して利用の可否を検討し、できるだけ新材使用の抑制に努めること。
(上記優先度 2 及び優先度 3 の廃棄物も対象とする)
※リサイクル原則化ルール：現場発生土については、工事間利用を原則とする。

※1 “ ゆいくる材 ” とは、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材のことである。

※2 ここで、使用区分とは、次のとおりである（同制度実施要領より）

（使用上のグループ区分の設定）

第26条 知事は、認定資材を建設工事で円滑に率先利用するため、認定資材について以下の使用上のグループ区分を設定する。

Aグループ： 一般使用資材として率先利用を図る資材

Bグループ： パイロット事業として積極的な利用を図る資材

Cグループ： 個別に利用方式を定める資材

※3 リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日、国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。 なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。 また、再資源化施設の活用には、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

（1）建設副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の①および②の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。

① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出 建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。

① 建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）

② 他の建設工事に伴って建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する

③ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する

ただし、①、③において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、②において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、①、②においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

4) 建設発生土の工事現場からの搬出 工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

（2）再生資源の利用

1) 再生骨材等の利用 工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用 工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用 工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

※3 リサイクル原則化ルールの補足説明

① 経済性にはかかわらず実施するものとする。

② 原則化ルール(1)、(2)該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。

他の建設廃棄物に係る資材についても、積極使用する。

③ 再資源化施設の活用には、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

※沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる材）により品質を確保する。よって、認定資材の登録を受けた施設とする。